



# 世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」 ブランド認証制度

**第3回ブランド認証の受付開始！！**



## 世界農業遺産 にし阿波 GIAHS Nishi-Awa

にし阿波地域で生産された農産物やその加工品を認証し、ブランド化を推進するとともに、世界農業遺産に認定された「にし阿波の傾斜地農耕システム」を未来へ継承していくことを目的とした制度です。

- 受付期間：令和2年3月2日（月）～ 4月30日（木）
- 対象品目：裏面参照
- 申請者：認証を希望する農業者、農業者団体、加工事業者、加工事業者団体等
- 申請先：裏面参照
- 申請方法：徳島剣山世界農業遺産推進協議会ホームページをご覧ください。  
<https://giahs-tokushima.jp/brand>
- 認証特典：『世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ロゴマーク』を認証商品にご使用いただけます。
- 公表：令和2年7月（予定）

### 【お問い合わせ先】

徳島剣山世界農業遺産推進協議会 事務局（つるぎ町役場 商工観光課）  
TEL：0883-62-3111(代) FAX：0883-62-4944





## 世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」ブランド認証基準

### 1 農産物等

#### (1) 対象品目

品目	品名	商標区分
雑穀等	あわ、きび、ひえ、シコクビエ、そば、麦、とうもろこし、もろこし	第 31 類
豆類	いんげん豆、えんどう豆、そら豆、小豆、大豆	第 29 類
野菜類	かんしょ、ごうしゆいも、ばれいしょ、きくいも、こんにやく芋、いも類、だいこん、かぶ、根菜類、たまねぎ、ねぎ類、えだまめ、さやいんげん、未成熟豆類、未成熟とうもろこし、はくさい、あぶらな類、きゅうり、かぼちゃ、すいか、うり類、みまから唐辛子、とうがらし類、トマト、なす、ピーマン、せり類、レタス類、しゅんぎく、しそ類、ほうれんそう、オクラ、たけのこ、たで類、山菜、前記の乾燥野菜(調味していないもの)	第 31 類
果実	柿、栗、かんきつ類、梅、もも、すもも、びわ、ぶどう、ブルーベリー、ぐみ、あけび、ぎんなん、さるなし、なつめ、前記の乾燥果実(調味していないもの)	第 31 類
木・花等	生花、花木、木の葉、草の葉	第 31 類
茶	茶の葉 緑茶、晩茶、紅茶	第 31 類 第 30 類
食用粉	そば粉、麦粉、小麦粉、とうもろこし粉、きな粉、こんにやく粉、いも粉、きくいも粉、その他食用粉	第 30 類

#### (2) 認証基準

ア にし阿波地域の中山間地域で栽培及び収穫されたものであること。

イ 栽培の過程で、にし阿波地域由来のカヤ等の有機物を利用したものであること。

### 2 加工品

#### (1) 対象品目

品目	商標区分
加工野菜(干芋(調味したもの)乾燥野菜(調味したもの)、野菜の缶詰及び瓶詰等)、加工果実(乾燥果実(調味したもの)、果実の缶詰及び瓶詰等)、漬物、ジャム、油揚げ、こんにやく、豆腐、凍り豆腐、豆乳、納豆	第 29 類
菓子、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドック、ミートパイ、調味料、香辛料(みそ、食酢、はちみつ等)、穀物の加工品(そば、そうめん、餅等)	第 30 類
清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース	第 32 類
日本酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、薬味酒	第 33 類

#### (2) 認証基準

上記1の農産物等を使用したものであること。

### ■ 申請先、資料請求先

(1) 徳島県美馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町に住所・所在地のある方

- ・美馬市役所 経済建設部 農林課 . . . . . TEL : 0883-52-5609
- ・三好市役所 産業観光部 農業振興課 . . . . . TEL : 0883-72-7617
- ・つるぎ町役場 商工観光課 . . . . . TEL : 0883-62-3111(代)
- ・東みよし町役場 産業課 . . . . . TEL : 0883-79-5345

(2) 上記以外に住所・所在地のある方

- ・徳島県西部総合県民局 農林水産部<美馬>食農・企画担当 TEL : 0883-53-2272

